

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
【告示】 岡山県文化賞等授与規程の廃止 港湾施設における制限区域の設定等の一部改正 優良図書の推奨 （以上県例規集登載） 有害図書の指定 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退 指定居宅サービス等の事業の廃止 地方卸売市場卸売業務の廃止届 平成二十七年度における保安林内の立木伐採を皆伐によることができる面積の限度の公表 道路の区域変更 【公告】	文化振興課 港湾課 男女共同参画青少年課 障害福祉課 " " " 長寿社会課 農産課 治山課 道路整備課	任意契約の相手方の決定 農用地利用配分計画の認可の申請 基本測量の終了 二級建築士の免許の取消し 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 【議会】 岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正 （県例規集登載） 【警察本部】 岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正 （県例規集登載）	税務課 農村振興課 監理課 建築指導課 " " 総務課 県民応接課

◎岡山県告示第五百八十六号

岡山県文化賞等授与規程（平成十五年岡山県告示第五百二十七号）は、廃止する。
平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第五百八十七号

平成十六年岡山県告示第四百十七号（港湾施設における制限区域の設定等）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一の表水島港の項中

玉島ハーバーアイランド六号埠頭岸壁及びこれに接する港湾施設の所在する区域で縦覧用図面に定める区域

を

玉島ハーバーアイランド六号埠頭岸壁及びこれに接する港湾施設の所在する区域で縦覧用図面に定める区域

に改め、

岡山化成栈橋及びこれに接する港湾施設の所在する区域で縦覧用図面に定める区域

同項に次のように加える。

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点を結ぶ水島港湾区域と陸地との境界線により囲まれた区域

イの地点 岡山化成栈橋の西端から〇度に引いた線が水際線と交わる点を円心とする半径三〇メートルの円と水際線が交わる点のうち西側の点

ロの地点 イの地点から一八〇度六五メートルの地点

ハの地点 ロの地点から九〇度一八〇メートルの地点

ニの地点 ハの地点から〇度六五メートルの地点

附 則

この告示は、平成二十七年十二月四日から施行する。

◎岡山県告示第五百八十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	おまかせ！ヨーチェンジャー	スギヤマ カナヨ 作	小 学 館	幼 児
2	大きい1年生と小さな2年生	古 田 足 日 作 中 山 正 美 絵	偕 成 社	小学生（低）
3	びりっかすの神さま	岡 田 淳 作・絵	偕 成 社	〃 （中）
4	信じられない現実の大図鑑	ドーリング・キンダースリー 編著 増 田 まもる 監訳	東 京 書 籍	〃 （中）
5	戦争がなかったら 3人の子どもたち10年の物語	高 橋 邦 典 著	ポ プ ラ 社	〃 （高）
6	動物を守りたい君へ	高 槻 成 紀 著	岩 波 書 店	中 学 生

◎岡山県告示第五百八十九号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十七年十二月一日

			岡山県知事		伊原木 隆 太	
番号	種 別	名 称	発行者等			
1	月 刊 誌	裏モノJAPAN	12月号	鉄 人 社		
2	〃	チャンプロード	12月号	笠倉出版社		
3	〃	恋愛白書パスナル	12月号	宙 出 版		
4	〃	恋愛天国パラダイス	12月号	竹 書 房		

◎岡山県告示第五百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月一日

指定した医療機関

名称

ファーマシイ薬局西江原

所在地

井原市西江原町六六六―五

担当する医療の種類

調剤

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日

平成二十七年十二月一日

◎岡山県告示第五百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
津山薬局産業道路店	津山市小田中二二三―二	調 剤	平成二十七年十二月一日
ファーマシイやかげ薬局	小田郡矢掛町矢掛二六八五―一	調 剤	平成二十七年十二月一日
ほくぼう薬局	真庭市上水田三八二四―一	調 剤	平成二十七年十二月一日

◎岡山県告示第五百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

ゴダイ薬局周匝店

赤磐市周匝七一一一

調剤

平成二十七年十月一日

葦陽勝田薬局

美作市真加部五四一四

調剤

平成二十七年八月三十一日

◎岡山県告示第五百九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まごのて村デイサービス「つぶ庵」

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社M a C O

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

三 廃止年月日

平成二十七年十一月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇三二九

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まごのて村デイサービス「こつぶ庵」

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称
株式会社M a C O
2 所在地
岡山県瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

三 廃止年月日
平成二十七年十一月三十日

四 介護保険事業所番号
三三七二四〇〇七〇九

五 サービスの種類
通所介護
介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地
1 名称
アルテリーベみずき ヘルパーステーション
2 所在地
岡山県総社市井尻野三三一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
1 名称
社会福祉法人みずき会
2 所在地
岡山県井原市東江原町一六六一番地一

三 廃止年月日
平成二十七年十一月三十日

四 介護保険事業所番号
三三七〇八〇〇九六七

五 サービスの種類
訪問介護
介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アルテリーベみずき デイサービスセンター

2 所在地

岡山県総社市井尻野三三一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人みずき会

2 所在地

岡山県井原市東江原町一六六一番地一

三 廃止年月日

平成二十七年十一月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇九七五

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

わが家くせ

2 所在地

岡山県真庭市久世二四〇二一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社A・T・Sプランニング

2 所在地

大阪府岸和田市堺町二番二二号二〇二号室

三 廃止年月日

平成二十七年十一月三十日

平成27年12月1日 岡山県公報 第11741号

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一二三五

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第五百九十四号

岡山県卸売市場条例（昭和四十六年岡山県条例第六十六号）第七条の規定により、地方卸売市場における卸売業務の廃止届を次のとおり受理した。

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

卸売業者名	笠岡青果株式会社	卸売業務を廃止しようとする市場の名称	笠岡地方卸売市場	取扱品目の部類	青果部	廃止年月日	平成二十七年十一月六日
-------	----------	--------------------	----------	---------	-----	-------	-------------

◎岡山県告示第五百九十五号

平成二十七年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 若代方谷停車場線
- 三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市中井町西方字浅原一七六九番二地 先から	高梁市中井町西方字浅原一七六九番二地 先から	新	一〇・〇 二六・〇	九一・五
高梁市中井町西方字浅原一七六九番二地 先から	高梁市中井町西方字浅原一七三八番一地 先まで	旧	一〇・〇 三〇・六	九一・五

平成27年12月1日 岡山県公報 第11741号

〔四七九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次の
とおり契約の相手方等を決定した。

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定役務の名称

法人県民税・事業税・県民税利子割・配当割の税制改正等に伴う税務システムの改
修業務

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

平成二十七年十一月十八日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

五 契約金額

三八、八三四、一〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、八七六、六〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十条第一項第二号に該当するため

〔四八〇〕農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る利害関係人は、縦覧の期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所		
農事組合法人 おぐらアグリ きずな会	岡山市北区建部町小倉三 五八一―一	岡山市北区建部町小倉一〇〇一他九十五 筆	
岡崎 通泰	岡山市東区瀬戸町笹岡一 二七二―一	岡山市東区瀬戸町笹岡字羽織田八六一― 一他六筆	
長田 孝之	岡山市東区瀬戸町笹岡一 二七一―三	岡山市東区瀬戸町観音寺字中溝八七七― 一他四十四筆	
大森 茂伸	岡山市東区瀬戸町笹岡六 六二	岡山市東区瀬戸町笹岡字宮ノ鼻七八九― 一他九筆	
藤原 秀樹	岡山市東区瀬戸町笹岡一 二二二	岡山市東区瀬戸町笹岡字仁王面一〇五八 ―一他一筆	
吉田 泰之	岡山市東区瀬戸町笹岡七 〇一	岡山市東区瀬戸町笹岡字前田一一九九― 一他三筆	
吉原 貞二	岡山市東区瀬戸町笹岡六 九七一―一	岡山市東区瀬戸町笹岡字横関八四七一― 他一筆	
秋山 昭憲	岡山市東区瀬戸町笹岡七 一九	岡山市東区瀬戸町笹岡字三ノ坪九六八― 一他一筆	

平成27年12月1日 岡山県公報 第11741号

森尾 昭二	大槻志登司	ヒナの上合同 会社	有限会社吉備 高原ファーム	株式会社石井 農園	津島 義憲	大脇 道正	有限会社備南 農産	光岡 安男	宮原 正治	星島 重樹	有限会社備南 農産	松井 健郎	羽原 佳雄	川崎 博文
加賀郡吉備中央町竹荘二	加賀郡吉備中央町吉川四 三七六一四	加賀郡吉備中央町竹荘四 一五一	加賀郡吉備中央町田土六 四二	加賀郡吉備中央町湯山二 九六四一二	赤磐市上市一六三	瀬戸内市邑久町下山田一 四一九	岡山市南区西七区二三九	岡山市中区祇園三一三	岡山市南区北七区七六七	岡山市南区北七区六二九	岡山市南区西七区二三九	岡山市南区福成一一一 一一	岡山市東区瀬戸町鍛冶屋 五七六	三 岡山市東区西大寺新一五
加賀郡吉備中央町竹荘字中尾一三三他	加賀郡吉備中央町竹荘字前一一九九他六 筆	加賀郡吉備中央町竹荘字中尾八二九一一 他八筆	加賀郡吉備中央町田土字岩田二〇一三一 二他二十六筆	加賀郡吉備中央町湯山字堂ノ奥二六五一 他十四筆	赤磐市高屋字天神木二一八一他十五筆	瀬戸内市邑久町尾張字十八 一二一二他 十一筆	玉野市東高崎字船津二六一四六	岡山市中区祇園字家浦七八六一他三筆	岡山市南区北七区七七	岡山市南区北七区三五一他七筆	岡山市南区西七区一五一他四筆	岡山市東区君津九六九一一他一筆	岡山市東区瀬戸町万富字ぶけの木二二九 一他一筆	岡山市東区乙子三八〇他五筆

平成27年12月1日 岡山県公報 第11741号

坂田 一幸	柴原 辰三	株式会社米見	農事組合法人 ならい	農事組合法人 アグリ津々	農事組合法人 ファーム県主	農事組合法人 案田集落営農 組合	イージー株式 会社	仁熊 良明	石井 肇	田村 昌亮	山本 泰啓	農事組合法人 黒土ファーム	
新見市神郷釜村六七五	新見市神郷高瀬一八三〇	新見市哲西町大野部四九 四五	高梁市松山七四〇八	高梁市中井町津々一八六 三	井原市門田町一八九六一 二	加賀郡吉備中央町案田四 九六	加賀郡吉備中央町上竹二 〇七五―三	加賀郡吉備中央町竹荘八 八五	加賀郡吉備中央町竹荘九 八	加賀郡吉備中央町豊野五 五二五	加賀郡吉備中央町吉川五 一一七	加賀郡吉備中央町黒土九 九〇―一	〇八〇―二
新見市神郷釜村字アミタトウ一一九〇―	新見市神郷高瀬字長久一三八九―一他四 筆	新見市哲西町畑木字青谷一三〇九他七筆	高梁市松山字檜井西七四三一他百十筆	高梁市中井町津々字本村前五〇二他七十 九筆	井原市西方町字桑本七八一―一他八十筆	加賀郡吉備中央町案田字前一―一他百五 筆	加賀郡吉備中央町細田字コレキヨ一〇六 八一―一他二筆	加賀郡吉備中央町竹荘字和泉六六他六筆	加賀郡吉備中央町上竹字谷川二一―一他 一筆	加賀郡吉備中央町豊野字小黒四一一六― 一他八筆	加賀郡吉備中央町田土字兼トシ三〇〇四 ―一他十五筆	加賀郡吉備中央町黒土字光岩一八二七― 二他二筆	四筆

平成27年12月1日 岡山県公報 第11741号

近藤 周二	西谷 一夫	尾崎 毅	大下 孝和	石原 公基	織田 圭右	庄司 俊明	高野 広	山岡 伸行	農事組合法人 ひら田営農	株式会社城北 農産あいがも ファーム	西村 佳明	須田 実	豊田 浩史	田邊 健治	
真庭市野川三八一二	真庭市上水田四九三九	真庭市上市瀬四七四	真庭市久世三〇六一	真庭市関二一〇五	真庭市鹿田二〇八	真庭市久世三〇七六	真庭市下中津井一七五〇	真庭市蒜山別所六七四一	真庭市上水田二九一二	真庭市山久世三一九	新見市哲多町花木二二七八	新見市神郷湯野七七七	新見市大佐田治部三〇一二一	新見市千屋花見一〇一二	
真庭市法界寺字中村四〇三一他二筆	真庭市上水田字荒神ノ元五〇〇九一他五筆	真庭市上市瀬字宮ノ下四八六一他三筆	真庭市大庭字会所田五二一一他二筆	真庭市関字関上一八九二他三筆	真庭市鹿田字卯滝二四六一他四筆	真庭市久世字道通三〇四六他一筆	真庭市下皆部字木ノ実一五一他三筆	真庭市蒜山別所字前田四五九	真庭市上水田字藤ノ森二七四七一他一筆	真庭市正吉字下ノ通り二五五	新見市哲多町蚊家字中野三四八六一他四筆	新見市神郷湯野字総右衛門家ノワキ一九〇他三筆	新見市大佐田治部字平成田二八八一他一筆	新見市千屋花見字グルミガセン一二九六一三他二筆	六他六筆

平成27年12月1日 岡山県公報 第11741号

清水 宗吉	株式会社ライ スクロップ長 尾	東 竜矢	農事組合法人 長藤農場	農事組合法人 香北宮農組合	農事組合法人 原宮農組合	池田 佳之	山崎 博嗣	石田 大介	株式会社フル ベジファクト リー	柴田 博行	森田 実	織田 亮	高橋 祐介
久米郡久米南町上弓削九 六四	勝田郡奈義町柿三九九	勝田郡勝央町植月東二九 〇二	苦田郡鏡野町長藤一七二	苦田郡鏡野町大町一二〇 四一二	苦田郡鏡野町原五三〇一 一	苦田郡鏡野町宗枝二〇六 一三	苦田郡鏡野町富東谷八五 三	苦田郡鏡野町古川一三七 八一四	苦田郡鏡野町井坂五二三 一	真庭市惣四六四	真庭市蒜山別所三五九	真庭市鹿田二〇八	真庭市神庭四七四
久米郡久米南町上弓削字前六四六一他 三筆	勝田郡勝央町石生字折坂一三九六他二筆	勝田郡勝央町植月中字河内七〇二他一筆	苦田郡鏡野町下斎原字長通り七五一他 五十一筆	苦田郡鏡野町大町字安井道東九〇一二他 四十八筆	苦田郡鏡野町河本字楓の木五四八一他 百四筆	苦田郡鏡野町宗枝字下の峪三四三一二他 十一筆	苦田郡鏡野町富仲間字中の原七一四一一 他八筆	苦田郡鏡野町古川字丁田一二八一他三 筆	苦田郡鏡野町女原字上田八六一他四筆	真庭市惣字奥ケ市八二三一一他三筆	真庭市蒜山別所字仲角七八九他一筆	真庭市鹿田字岩崎一〇一二他三筆	真庭市正吉字荒井三一他一筆

菅原 正夫	菅原 繁
久米郡久米南町北庄三七 八三	久米郡久米南町北庄三七 二一
久米郡久米南町北庄字菊丸四二〇三―三	久米郡久米南町北庄字栗尾三五―一八他七 筆

二 縦覧の期間

平成二十七年十二月一日から同月十五日まで

三 縦覧の場所

岡山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部農業振興課

四 申請年月日

平成二十七年十一月十九日

〔四八一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、高梁市、新見市、井原市、和気町	基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	平成二十七年十一月六日

〔四八二〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十七年十一月二十四日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

坪井 光政 二級建築士 第二〇六六号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

〔四八三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字三通田九〇一―一、九〇三―二、九〇四―二、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六―一、九一六―二、九一七、九一八、九二〇、九二一―一、九二三、九二三―二、九二三地先道及び水路、九一六―一地先道及び水路、九二〇地先道、九二一―一地先道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市吉岡三六九―九

住地不動産株式会社

代表取締役 山本 幸一

三 許可番号

岡山県指令建指第六九号

〔四八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字三通田九〇一―一、九〇三―二、九〇四―二、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六―一、九一六―二、九一七、九一八、九二〇、九二一―一、九二三、九二三―二、九二三地先道及び水路、九一六―一地先道及び水路、九二〇地先道、九二一―一地先道

二 公共施設の種類

道路、下水道、公園

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市吉岡三六九―九

住地不動産株式会社

代表取締役 山本 幸一

五 許可番号

岡山県指令建指第六九号

◎岡山県議会告示第二号

岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程(平成十八年岡山県議会告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月一日

岡山県議会議長 小 野 泰 弘

第四条第一号中「被保険者証」の下に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード」を加える。

様式第二号^{(注)2}中「被保険者証等」を「被保険者証, 個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他()」を

「4 個人番号カード 5 その他()」に改める。

様式第三号^{(注)2}(1)及び様式第四号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証, 個人番号カード等」に改める。

様式第十一号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証, 個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他()」を

「4 個人番号カード 5 その他()」に改める。

様式第十九号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証, 個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他()」を

「4 個人番号カード 5 その他()」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県警察告示第六十八号

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県警察告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月一日

岡山県警察本部長 齊 藤 良 雄

第四条第一号中「被保険者証」の下に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」を加える。

様式第二号^{（注）2}（1）中「被保険者証等」を「被保険者証，個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他（ ）」を

「4 個人番号カード 5 その他（ ）」に改める。

様式第三号^{（注）2}（1）及び様式第四号^{（注）2}（1）中「被保険者証等」を「被保険者証，個人番号カード等」に改める。

様式第十二号^{（注）2}（1）中「被保険者証等」を「被保険者証，個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他（ ）」を

「4 個人番号カード 5 その他（ ）」に改める。

様式第二十一号^{（注）2}（1）中「被保険者証等」を「被保険者証，個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他（ ）」を

「4 個人番号カード 5 その他（ ）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。